# 嵯峨美術短期大学 学則

# 第1章 総則

## 第1節 目的及び名称

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的と方法に則り、弘法大師空海の思想と実践に学び、大覚寺に伝来する芸術精神に基づき、芸術教育を通して創造性と人間性を培い、全人格的な探究心に満ちた有用な人材を育成して、社会に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価)

- 第2条 本学は教育研究の向上をはかり、前条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。
- 2 前項の目的を達成するための点検の項目、実施体制等の細目は別に定める。

(名称)

第3条 本学は嵯峨美術短期大学という。

# 第2節学科及び定員

(学科及び定員)

第4条 本学に置く学科及び学生定員は次の通りとする。

学 科	入学定員	収容定員
美術学科	150名	300名

## 第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を前期、後期の2学期制とし、期間は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第7条 休業日は、次の通りとする。ただし、休業日でも授業を行うことがある。
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 日曜日
  - (3) 春期休業 3月21日から4月3日まで
  - (4) 夏期休業 7月22日から9月23日まで
  - (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
  - (6) 本学園創立記念日 1月27日
- 2 学長は、前項第3号から第5号までの休業日については、その期間を変更することができる。

3 学長は、特に認めた場合、臨時休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

# 第2章 教職員組織

(教職員組織)

- 第8条 本学に次の教職員を置く。
  - (1) 学長
  - (2) 教授、准教授、講師
  - (3) 事務職員及び技術職員
  - (4) その他必要な教職員
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(非常勤教員)

**第9条** 学長は、必要に応じ、特定の期間に限り、特定の授業科目の教育のため、非常勤講師等の教員を置くことができる。

(教職員の職務)

第10条 本学の教職員の職務については、別に定める。

## 第3章 教授会

(教授会の構成と審議事項)

- 第11条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会の構成員は次の各号の者とする。
  - (1) 学長
  - (2) 教授
  - (3) 准教授
  - (4)講師
  - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 教員の教育研究業績等の審査に関する事項
  - (2)教育課程の編成に関する事項
  - (3) 学生の入学、編入学及び卒業に関する事項
  - (4) 学位授与に関する事項
  - (5) 学生の賞罰に関する事項
  - (6) 本項第1号から第5号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を 聴くことが必要と学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、 学長の求めに応じ意見を述べることができる。

# 第4章 短期大学部 学生

## 第1節 修業年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、2年とする。

第2節 入学、在学、転学、留学、再入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第14条 入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
  - (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度 認定試験に合格した者又は同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定(昭和2 6年文部省令第13号)に合格した者
  - (7) その他、大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認めた者

(入学志願等)

**第15条** 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学者の選考は、別に定める。

(入学手続)

- 第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及び保証書 (保護者又は保護者に準ずる者が極度額の範囲で保証責任を負う旨を承諾する書面)等を提出する とともに、所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。
- 2 前項の合格通知を受けた者が、ゆえなく手続をしないときは、合格の効力を失う。
- 3 前項の期日他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(在学)

第18条 在学期間は4年を超えることができない。ただし、休学の期間は算入しない。

(再入学)

- **第19条** 願いにより本学を退学した者又は第27条第3号による除籍者が、退学又は除籍後に再入学を 希望するときは、教授会の議を経て学長が入学を許可する場合がある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者は、既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数等については、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

- **第20条** 病気その他の事由により引続き3ケ月以上修学することができない場合は、保証人連署のうえ医師の診断書又はその理由を詳記して、学長に願いで、その許可を得て休学することができる。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。
- **第21条** 学長は、前条にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 第22条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

(復学)

**第23条** 休学期間中にその事由が止んだときは、保証人署名捺印の上、学長の許可を得て、復学する ことができる。

(転・入学)

**第24条** 他の大学に転・入学しようとする者は、事由を詳記して保証人署名捺印の上、学長に願い出、 その許可を受けなければならない。

(留学)

**第25条** 外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、その事由を詳記して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(退学)

- 第26条 退学は以下のとおりに区別する。
  - (1) 本人の意思による退学(自主退学)
  - (2) 本人の意思に関わらない強制的な退学(懲戒退学)
- 2 自主退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。懲戒退学の扱いについては第45条による。

(除籍)

- 第27条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
  - (1) 死亡又は2年以上行方不明の者
  - (2) 休学の期間(2年)を超えても、なお修学できない者
  - (3) 授業料等納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
  - (4) 在学期間が4年を超えても、なお所定の単位を修得できない者
  - (5) 休学期間終了までに復学、休学延長、自主退学のいずれの手続きもとらない者
  - (6) 正当な理由なく所定の手続きを怠り、修学意志がない者

2 前項(3)に関する規程(学費納付規程)は、別に定める。

## 第3節 授業科目、履修方法及び単位

(授業科目)

- 第28条 学生が履修する授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目、展開科目、専門実習・演習科目と し、必修科目と選択科目に分ける。
- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表第1の通りとする。
- 3 1年間の授業期間は試験等を含め、35週にわたることを原則とする。
- 4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う ものとする。
- 5 前項の授業は、多様な教育情報機器を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修 させることがある。

(履修単位)

第29条 学生が履修すべき単位は、62単位以上とする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

- **第30条** 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。
  - (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。
  - (3) 実験・実習及び実技については、学修はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、30 時間から45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技の内、二以上の方法の併用により行う 場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとす る。

(履修登録)

- **第31条** 学生は、毎学期の始めに行う所定の指導に基づいてその学期間に履修しようとする科目を定め、担当教員の承認を受け履修登録をしなければならない。
- 2 前項により登録した授業科目以外の科目を履修することはできない。
- 3 科目の履修方法は各学期の始めに公示する授業時間割表による。

(既修得単位の認定)

**第32条** 他の短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した学生について、本学が教育上有益と認めるときは、その既修得単位を本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の既修得単位認定の取扱については、別に定める。

(他大学との単位の互換)

- **第33条** 他の短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む)との協定に基づき、学生が他の短期大学又は大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、その単位を本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項の単位互換認定の取扱については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の学修)

- **第34条** 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について、教育上有益と認めるときは、その学修を本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項の学修認定の取扱いについては、別に定める。

## 第4節 試験及び卒業

(試験)

- **第35条** 授業科目の単位の修得については、試験を行い、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
- 2 演習並びに実習の授業科目については、平素の成績によって考査し、単位を与えることができる。
- 3 試験は、各学期及び学年の終わりにあらかじめ期日を定めて行う。
- 4 試験は、第30条の規定により承認を受けた授業科目について行う。

(成績)

- **第36条** 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。ただし、成績証明書には秀、優、良、可の記号で表し、60点より69点までを可、70点より79点までを良、80点より89点までを優、90点より100点までを秀とする。
- 第37条 本学に2年以上在学し、第28条に定める授業科目を履修し、必要単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第5節 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

- 第38条 学生は、授業料その他所定の学費を納入しなければならない。
- 2 前項の学費の金額・納付期日及び納付方法は、別に定める。

(入学金、授業料の免除、徴収の猶予又は分納)

- 第39条 入学金、授業料等について特別の事情があると認めた場合は、入学金又は授業料の一部を免除又は徴収の猶予並びに分納を許可することがある。
- 2 前項の納付に関する取扱いは別に定める。

(退学時等の場合の授業料)

第40条 退学又は転学、並びに除籍となった者は、当該学期の授業料等を全額納入しなければならな

11

2 留学又は停学の場合は、その期間の授業料を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第41条 休学した者については、本学学費納付規程に定める在籍料を収めなければならない。

(入学金及び授業料の不還付)

第42条 既納の入学金及び授業料は、原則として返還しない。

# 第6節 学生証

(学生証の所持)

第43条 学生は、所定の学生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

## 第7節 賞罰

(表彰)

**第44条** 学生で、他の模範となる行為のあったときは、学長は教授会の議を経て表彰することがある。 (懲戒)

- **第45条** 学生で、本学の秩序を乱し、また学生の本分に反する行為があった時、学長はその軽重に従い教授会の議を経て次の懲戒を加えることがある。
  - (1)訓戒
  - (2) 停学
  - (3) 退学
- 2 前項に規定する懲戒に関する規程は、別に定める。

## 第5章 専攻科

(目的)

**第46条** 本学に、短期大学又は大学を卒業した者に対して美術及びデザインに関するより高い技能とより深い思考力の修得を目指すための教育及び研究を教授指導するため専攻科を置く。

(名称)

第47条 本学に置く専攻科(以下「専攻科」という。)は嵯峨美術短期大学専攻科という。

(定員)

第48条 専攻科の定員は次のとおりである。

専 攻	入学定員	総定員
美術専攻	12名	24名
デザイン専攻	18名	36名
計	30名	60名

(修業年限)

第49条 専攻科の修業年限は2年とする。

(入学)

- 第50条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
  - (1) 短期大学又は大学を卒業した者
  - (2) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、美術及びデザインを専攻する資質がある者

(授業科目)

- **第51条** 専攻科の学生が履修する授業科目は、各専攻共通科目及び専攻別専門科目とし、必修科目と 選択科目に分ける。
- 2 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第2の通りである。

(修了)

**第52条** 専攻科に2年以上在学し、前条に定める授業科目を履修し、48単位以上を修得した者には、 学長は教授会の認定により修了証書を授与する。

(入学金、授業料等)

- 第53条 学生(専攻科)は、授業料その他所定の学費を納入しなければならない。
- 2 前項の学費の金額・納付期日及び納付方法は、別に定める。

(準則規程)

**第54条** 本学学則中第14条、第28条、第29条、第32条、第37条及び第38条を除く規定は専攻科に適用する。

## 第6章 科目等履修生並びに単位互換履修生

(科目等履修生)

- **第55条** 本学に入学する資格を有する者で、本学の授業科目について1科目又は数科目を選んで履修 したい者があるときは、本学の教育、研究を妨げない範囲において、教授会の議を経て学長が科目 等履修生として入学を許可することができる。
- 2 前項の科目等履修生について、その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(単位互換履修生)

- 第56条 他の短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む)の学生で、本学の授業科目について1科目又は数科目を選んで履修したい者があるときは、当該短期大学又は大学との協定に基づき、教授会の議を経て学長が単位互換履修生として入学を許可することができる。
- 2 前項の単位互換履修生について、その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。
- 3 単位互換履修生に関する規程は、別に定める。

# 第7章 外国人留学生

(外国人留学生)

第57条 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

# 第8章 附属図書館

(附属図書館)

第58条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の図書館に関する規程は、別に定める。

# 第9章 附属芸術センター

(附属芸術センター)

第59条 本学に附属芸術センターを置く。

2 前項のセンターに関する規程は、別に定める。

# 第10章 附属博物館

(附属博物館)

第60条 本学に附属博物館を置く。

2 前項の博物館に関する規程は、別に定める。

# 第11章 附属展示場

(附属展示場)

第61条 本学に附属展示場を置く。

2 前項の展示場に関する規程は、別に定める。

# 第12章 公開講座

(公開講座)

第62条 本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

# 第13章 学生細則

(学生細則)

第63条 本学生の守らなければならない細則は、別に定める。

(改廃)

第64条 この学則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、理事会の議を経てこれを行う。

# 附 則

この学則は、昭和46年 4月 1日から施行する。

この学則は、昭和51年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

(第5章学生の項、一部変更に伴う改正)

## 附 則

- 1 この学則は、昭和53年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、改正前の学則により専攻科(1年制)を修了又は修了見込みの者が、専 攻科第2年次に入学を志願する場合に限り、所定の手続きを経て、その年次に入学を許可する ことができる。

## 附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

(学生定員増に伴う改正及び別表1、別表2、別表3、別表4、別表5の一部改正)

## 附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

(別表1、別表2、別表3、別表4、別表5の一部改正)

## 附 則

この学則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

- ●教員選考規程改正に伴う第6条第1項第2号、第7条の一部改正
- ●別表1の一部改正
- ●教科に関する専門科目及び単位数設置に伴う第32条の一部改正並びに別表3の新設
- ●既修得単位の認定に関する第35条の制定
- ●学費納付規程、同施行細則及び同別表の制定に伴う第41条、第55条の一部改正並びに別表 3、別表5の削除
- ●聴講生規程制定に伴う第57条の一部改正
- ●外国人留学生規程制定に伴う第58条の一部改正

## 附 則

この学則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

- ●学年暦の変更に伴う第11条、第12条の一部改正
- ●別表1(ロ)、別表2及び別表4の一部改正

## 附 則

この学則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

(第31条(卒業に必要な単位数)の一部改正)

#### 附則

この学則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

(別表4の一部改正)

## 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

(別表1(ロ)、別表4の一部改正)

## 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

(別表1(ロ)、別表4の一部改正)

#### 附則

この学則は、平成元年 4月 1日から施行する。

(別表1、別表3、別表4の一部改正)

## 附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- ●教育職員免許法等改正に伴う第32条の改正
- ●別表1、別表2、別表3、別表4の一部改正
- 2 この学則の別表1(ハ)、別表2、別表3、及び別表4の改正については、平成2年度入学 生から適用する。

#### 附則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

(別表第1、別表第3、及び別表第4の一部改正)

2 第4条に規定する学生定員は、平成10年度までの間は、次のとおりとする。

学	年度	平成3	年度	平成4年月	度	平成1	0年度
科	専攻	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
美術学科	美術専攻	260人	420人	260人	520人	160人	420人
学科	デザイン専攻	340人	580人	340人	680人	240人	580人
	計	600人	1,000人	600人	1,200人	400人	1,000人

## 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- ●短期大学設置基準の改正に伴う第12条第4項(授業日数を1年間の授業期間に変更)の一部 改正、並びに第57条(聴講生を科目履修生に)の改正。
- ●教育職員免許法等の改正に伴う第32条の一部改正。
- ●学校教育法等の改正に伴う第40条第2項(準学士の称号)の設定。

## 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- ●第22条(他大学入学)の一部改正
- ●第29条(除籍)第2号(長期欠席)の改正、並びに第5号(他大学入学)削除
- ●短期大学設置基準等の改正に伴う第30条(授業科目)並びに第31条の改正、及び別表第1の 改正
- ●第30条(授業科目)の改正に伴う第32条(教職課程)並びに別表第3の一部改正
- ●第47条 (懲戒) 第2項、並びに第3項の設定
- ●第53条(専攻科授業科目)の一部改正、並びに別表第4の一部改正

- ●第54条(専攻科修了)の一部改正
- 2 この学則第31条の改正、並びに別表第1(イ)一般教養科目の備考欄、別表第1(ハ)美術 専攻専門科目の専攻別科目、及び別表第1(ニ)デザイン専攻専門科目の専攻別科目の改正に ついては、平成5年度入学生から適用する。

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
  - ●第35条 (既修得単位の認定) 第2項の一部改正
  - ●第36条(単位の互換)の設定
  - ●第37条(短期大学又は大学以外の学修)の設定
  - ●第36条(単位の互換)並びに第37条(短期大学又は大学以外の学修)の設定に伴う旧第36条 (試験)の第38条への移行
  - ●旧第37条の第38条(試験)第3項への移行
  - ●旧第38条の第38条(試験)第4項への移行及び一部改正
  - ●第57条(科目履修生)の一部改正
  - ●第58条(単位互換履修生)の設定
  - ●第58条(単位互換履修生)の設定に伴う旧第58条(外国人留学生)、旧第59条(附属図書館)、旧第60条(綜合美術研究所)、旧第61条(公開講座)及び旧第62条(学生細則)の第59条から第63条までへの移行
  - ●別表第1(授業科目の種類及び単位数)(イ)一般教養科目、(ハ)美術専攻専門科目及び、 (ニ)デザイン専攻専門科目の一部改正
  - ●別表第4 (専攻科の授業科目及び単位数) (イ) 各専攻共通科目の一部改正、並びに(ロ) 専攻分野別科目の改正
- 2 この学則別表第4(ロ)専攻分野別科目の改正については、平成6年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
  - ●第30条(授業科目)の一部改正、並びに別表第1の一部改正
  - ●第30条(授業科目)の改正に伴う第31条の一部改正
  - ●第30条(授業科目)の改正に伴う第32条(教職課程)別表第3(教科に関する科目及び単位数)の一部改正
  - ●第50条(専攻科定員)の改正
  - ●第53条(専攻科授業科目)の一部改正、並びに別表4の一部改正
- 2 この学則第31条の改正については、平成7年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成7年9月29日から施行する。

- ●第10章綜合美術研究所第61条 (綜合美術研究所)の廃止、このことによる旧第11章公開 講座第62条 (公開講座)、並びに旧第12章学生細則第63条 (学生細則)の第10章61条、 並びに第11章第62条への移行
- ●第1条の2(自己点検・評価)の設定

#### 附即

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
  - ●別表第1(授業科目の種類及び単位数)(イ)一般教養科目、(ロ)専門基礎科目、及び(ニ) 専攻別専門科目の一部改正
  - ●別表第4 (専攻科の授業科目及び単位数) (イ) 各専攻共通科目の一部改正
- 2 この学則別表第1 (二) 専攻別専門科目、並びに別表第3の改正については、平成8年度入 学生から適用する。

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
  - ●学則第30条(授業科目)の第1項の一部変更
  - ●別表第1(授業科目の種類及び単位数)(イ)一般教養科目、(ロ)専門基礎科目、及び(ハ) 各専攻共通科目、(ニ)専攻別専門科目の一部改正
- 【●別表第4 (専攻科授業科目及び単位数) (イ) 各専攻共通科目の一部改正
- 2 前項の規定に関わらず、平成8年度以前の学生には入学時の学則を適用する。

## 附 則

1 この学則は、平成10年 4月 1日から施行する。

(学則第30条別表第1(授業科目の種類及び単位数(イ)一般教養科目)の一部改正)

2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成11年度		平成1	2年度		
17	専攻	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
美術	美術専攻	人 260	人 420	人 260	人 520	人 160	人 420
学科	デザイン 専攻	人 340	人 580	人 340	人 680	人 240	人 580
	計	人 600	人 1,000	人 600	人 1,200	人 400	人 1,000

附 則

この学則は、平成11年 4月 1日から施行する。

- ●第12章芸術文化研究所第63条(芸術文化研究所)の設定
- ●学則第30条別表第1 (授業科目の種類及び単位数(イ)一般教養科目、(ロ)専門基礎科目、 (ハ)専攻別講義科目)の一部改正
- ●学則第53条別表第4 (専攻科の授業科目及び単位数(イ)各専攻共通科目)の一部改正

## 附 則

- 1この学則は、平成12年4月1日から施行する。
  - ●学則第30条別表第1 (授業科目の種類及び単位数(イ)教養科目、(ハ)専攻別講義科目)の一部改正
  - ●学則第53条別表第4 (専攻科の授業科目及び単位数(イ)各専攻共通科目)の一部改正
- 2 第4条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

				平成	1年度										
学	年度	平成:	3年度	~		平成1	2年度	平成1	3年度	平成1	4年度	平成1	5年度	平成1	6年度
子科				平成1	1年度										
11-1	軟	入学	総定												
	等权	顁	員	润	員	顁	員	顁	員	顁	員	顁	員	顁	員
美	美術	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
術	専攻	260	420	260	520	250	510	140	390	130	270	120	250	110	230
学科	7 1 1/	340	580	340	680	330	670	170	500	160	330	150	310	140	290

⇒1.	$c \circ \circ$	1000	$C \cap O$	1000	EOA	1100	210	000	200	$c \cap o$	970	EGO	250	EOA
計	600	1000	600	1200	580	1180	310	890	290	600	270	560	250	520

- 1 この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。
  - で●名称変更に伴う改正
  - ●専攻課程による募集停止に伴う教育課程の再編とそれに伴う学則第30条(新学則第28条)別表第1の改正
  - ●平成12年以降の教職課程廃止に伴う学則第32条別表2並びに別表3の削除
  - ●学則第53条 (新学則第51条) 別表第4の一部変更
- 2 第4条の規定に関わらず、平成12年度以前の入学者については当該学生の入学年度の学則 を適用する。なお、旧学則第4条に規定する美術専攻、デザイン専攻は、旧課程の全ての学生 の卒業をもって廃止する。

## 附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

- ●学則第19条第項の変更
- ●学則第28条別表第1(授業科目の種類及び単位数)並びに学則第51条別表第2(専攻科の授業 科目及び単位数)の一部変更

## 附 則

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

- ●学則第4条の定員変更
- ●別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 教養科目、(ロ) 共通専門科目の一部改正
- ●別表第2 (専攻科の授業科目の種類及び単位数) (イ) 各専攻共通科目の一部改正

#### 附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 「●学則第28条(授業科目)の第1項の一部変更
- ●入学資格の一部変更
- ●別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 教養科目の一部改正、(ロ) 共通専門科目、(ハ) 分野別専門科目の改正
- 2 この学則第28条の改正については、平成17年度入学生から適用する。

# 附則

この学則は、平成17年12月 1日から施行する。

(短期大学士の学位授与に伴う一部変更)

# 附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (ロ) 専門理論科目 (美術分野・デザイン分野共通) (ハ) -②選択科目 (美術分野・デザイン分野共通)、(ニ) 専門実習科目の一部改正

# 附則

- 1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- ●学則第4条の定員変更
- ●別表第2(専攻科の授業科目の種類及び単位数)(イ)各専攻共通科目、(ロ)専攻別専門 科目の必修単位数の変更
- ●学校教育法の一部改正に伴う第8条、第11条の一部改正
- ●学則第28条別表第1 (授業科目の種類及び単位数)
- (イ)教養科目、(ロ)専門理論葛目、(ハ)-①②選択科目の一部改正

2 この学則第28条別表第1(ロ)の改正は、平成19年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

- ●学則第51条別表第2(専攻科の授業科目の種類及び単位数)(イ)各専攻共通科目の見直しによる科目新設と科目名称の改正並びに一部科目の単位数の改正
- ●学則第28条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (ハ) -①②選択科目の一部改正

#### 附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

- ●学則第28条第4項並びに第5項、第30条第2項を追加
- ●学則第28条第1項の一部変更、別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (ハ) -②の選択科目の必修要件の変更、並びに(二)専門実習科目に演習科目を加えることによる科目再編成と必修単位数の改正

#### 附即

- 1 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。
  - ●学則第4条美術学科の定員変更
  - ●学則第48条専攻科の定員変更
  - ●学則第51条別表第2(専攻科の授業科目の種類及び単位数)(イ)各専攻共通科目の見直しによる科目新設と廃止並びに科目名称の改正及び一部科目の単位数の改正
- ●学則第28条第1項の一部変更、別表第1 (授業科目の種類及び単位数)の科目編成の見直しによる科目新設と廃止並びに科目名称の変更及び一部科目の単位数の変更に伴う改正
  - 2 この学則第28条別表第1の改正は、平成23年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

学則第28条第1項の一部変更、別表第1 (授業科目の種類及び単位数) の科目編成の見直しによる科目新設と廃止に伴う改正

#### 附 則

この学則は、平成26年10月 1日より施行し、平成26年 4月 1日に遡って適用するものとする。 (組織改編に伴う第59条の改正)

# 附 則

この学則は、平成27年4月 1日より施行する。

学則第28条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) の科目編成の見直しによる細目区分変更及 び科目新設に伴う改正

## 附 則

この学則は、平成27年 4月 1日より施行する。

- ●学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う条文の一部改正)
- ●学則第28条別表第1 (授業科目の種類及び単位数)の科目編成の見直しによる細目区分変更及び科目新設に伴う改正

# 附 則

この学則は、平成28年 4月 1日より施行する。

(学則第51条別表第2 (専攻科の授業科目の種類及び単位数)の科目編成の見直しによる科目新設と廃止並びに科目名称の変更に伴う改正)

#### 附 則

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

(校名変更に伴う学則名称及び第3条、第47条の改正)

## 附則

この学則は、平成30年 4月 1日より施行する。

第20条の一部改正、第26条退学及び第27条除籍に関する項目の追加、第45条の一部改正、第28 条別表第1の一部改正

#### 附 則

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

(第28条第3号の改正、別表第1及び第2の一部改正)

# 附 則

この学則は、令和2年10月1日より施行する。

(民法の改正に伴う極度額記載のため条文を一部改正)

## 附 則

この学則は、令和2年12月23日より施行する。

学長が決定を行うにあたり、教授会で審議し意見を述べる事項の見直しによる第11条第3項の改正

## 附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

## 附則

1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

学則第28条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 一般教育科目の科目名称変更と科目新設、及び(ホ) 専門実習科目、専門演習科目の科目編成の見直しによる細目区分変更と科目名称変更に伴う改正

2 この学則第28条別表第1 (ホ) 専門実習科目、専門演習科目の改正については、令和4年度 入学生から適用する。

# 学則第28条 別表第1授業科目の種類及び単位数

# (イ)一般教育科目

学科等			授業科目	単位	立数	
の名称	科目区分	細目 区分	名称	必修	選択	備考
		導入	導入ゼミ		2	60.44.450 D L10
			文芸		2	一般教育科目より 12単位以上必修
			身体表現と文化		2	
			くらしと経済		2	
			社会学		2	
			心理学(基礎)		2	
			心理学(応用)		2	
		,	健康と運動		2	
		人間と社会	自然と人間		2	
		社	日本文化論		2	
		会	健康・スポーツ科学A		2	
			健康・スポーツ科学B		2	
美	般		文章表現A		2	
美 術 学 科	般教育科目		文章表現B		2	
科	科目		コミュニケーション論		2	
			コミュニケーション論ゼミ		2	
			情報化社会と科学		2	
			英語A1(コミュニケーション)		1	
			英語A2(コミュニケーション)		1	
			英語B1(文化)		1	
		言	英語B2(文化)		1	
		言語と表現	英語C1(文学)		1	
		表理	英語C2(文学)		1	
		光	独語A1(コミュニケーション)		1	
			独語A2(コミュニケーション)		1	
			独語B1(文学)		1	
			独語B2(文学)		1	

# (口)専門教育科目

学科等			授業科目	単位	立数	,
の名称	科目区分	細目 区分	名称	必修	選択	備考
			芸術の理論		2	
			芸術の心理学		2	専門教育科目より12単 位以上必修
			美術の世界		2	
			デザインの世界		2	
			マンガの世界		2	
		基礎	コミックアートの世界		2	
			色彩論		2	
			情報処理演習I		1	
			情報処理演習Ⅱ		1	
			画像基礎演習		1	
	専		画像応用演習		1	
美術	専門教育科目	חייו	美術と批評		2	
美術学科	育科	コミュニケーション	アイデアとプレゼンテーション		2	
11	目	ーショ	児童造形演習		2	
		シ	キャラクターコンテンツ論		2	
		美術	日本美術史		2	
		デ	イラストレーション論		2	
		デザイン	絵本論		2	
		ン	デザイン思考法		2	
		7	マンガ史		2	
		マンガ	マンガ編集論		2	
			マンガシナリオ論		2	
		アート	コンテンツプロデュース論		2	
		トク	キャラクター史		2	

# (ハ)展開科目

(* ') /12   /11/1				単位	 立数	
学科等 の名称	科目	細目	名称	必修	選択	備考
	区分	区分			2	
		京都	都の美を観る			
		京都の美	生活文化の造形		2	
			検定英語A		1	
		プキ	検定英語B		1	
		プログラム	キャリアデザイン演習 A		1	
		Á	キャリアデザイン演習 B		1	
			キャリア実践演習		2	
美	展		華道I		2	
美 術 学 科	展開科目		華道Ⅱ		2	
科	目		華道Ⅲ		2	
		伝統芸術	華道IV		2	
		芸術	書道 I −1		1	
			書道 I −2		1	
			書道Ⅱ-1		1	
			書道Ⅱ-2		1	
		ワフ	国内美術研修		1	
		ワーク	海外美術研修		1	
		ルド	海外美術演習		2	

# (二)選択演習科目

学科等			授業科目	単位	拉数	
の名称	科目 区分	細目 区分	名称	必修	選択	備考
			人体クロッキー		2	
			人体デッサン		2	
	塘		フィギュア制作		2	
美術	択縮	選択	コピーライティング		2	
美術学科	選択演習科目	選択科目	デジタルポートフォリオ		2	
	目		Webデザイン		2	
			アニメーション		2	
			メタルワーク		2	

# (ホ)専門実習科目、専門演習科目

学科等			業科目	単位	立数	/Hz +z.
の名称	科目区分	細目区分	名称	必修	選択	備考
			専門実習 I	4		所属分野における専門演
		美術分野	専門実習Ⅱ	4		習科目8単位、専門実習
		分 野	専門実習Ⅲ	4		科目16単位、合計24単
			専門実習Ⅳ	4		位必修
	専	デ	専門実習I	4		
	専門実習科目	デザイン分野	専門実習Ⅱ	4		
	習科1	分別	専門実習Ⅲ	4		
	Ħ	野	専門実習IV	4		
		3	専門実習 I	4		
		ガ・コミック	専門実習Ⅱ	4		
V.		マンガ・コミックア	専門実習Ⅲ	4		
美術学科		テ	専門実習IV	4		
字   科			専門演習I	2		
		美 術 分 野	専門演習Ⅱ	2		
		分野	専門演習Ⅲ	2		
			専門演習IV	2		
	専	デザ	専門演習 I	2		
	専門演習科目	デザイン分野	専門演習Ⅱ	2		
	習 科	分 野	専門演習Ⅲ	2		
	Ħ		専門演習IV	2		
		マン	専門演習I	2		
		ガ・コ	専門演習Ⅱ	2		
		ート分野	専門演習Ⅲ	2		
		ケ	専門演習Ⅳ	2		

# 学則第51条 別表第2専攻科の授業科目及び単位数

(イ) 各専攻共通科目 (美術専攻・デザイン専攻共通)

			授業科目	単位	立数	
専攻名	科目区分	細目区分	名称	必修	選択	備考
	各専攻共通科目	芸術	芸術思想研究 芸術心理学研究 色彩研究 造形思潮研究 芸術の現象学 空間論研究 創造の生活A 創造の生活B 美術教育 国内美術研究 海外美術研究 海外美術研究		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1	
デ ザ 美		美術	東洋・日本美術史研究A 東洋・日本美術史研究B 西洋美術史研究A 西洋美術史研究B 現代美術研究 美術特論A 美術特論B 美術特論C 美術特演		2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 4 単
, ザイン専攻美術専攻		デザイン	デザイン特論A デザイン特論B デザイン特演A デザイン特演B デザイン特演C		2 2 2 2 2	単位以上必修
		マンガ	マンガ特論 コミックアート特論 マンガ特演		2 2 2	
		伝統工芸	華道 I 華道 II 華道 IV 華道 V 華道 VI 華道 VII 華道 VII		2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		他 大学履修				

# (口) 専攻別専門科目

	授業科目		単位数			
専攻名	区分名称		必修	l	備考	
美術専攻	専攻別専門科目	美術研究 I	6		1年次	
		美術研究Ⅱ	6		2 4 単 位 必 修	
		美術研究Ⅲ	6		<b>修</b>	
		美術研究修了制作	6		2年次	
デザイン専攻	専攻別専門科	デザイン研究 I	6		1年次	
		デザイン研究Ⅱ	6		2 4 単 位 必 修	
		デザイン研究Ⅲ	6			
		デザイン研究修了制作	6		2年次	